

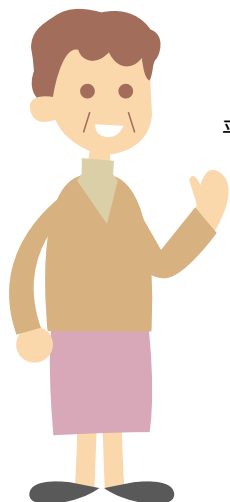


Aさん 50代女性 満期出所

障害者自立支援法等の事業所へつないだ方

生活保護

障がい者福祉



平成 年 4月 ○ 相談受付



5月 ○ 更生保護施設との協議
面談・アセスメント

7月 ○ 満期出所



更生保護施設

9月 ○ 受け入れ先が決定

「合同支援会議」の開催

10月 ○ 移行・引継ぎ



グループホーム

通所授産施設

フォローアップ支援

プロフィール

出身： 県A市

IQ相当値：52 (CAPAS) (療育手帳取得なし)

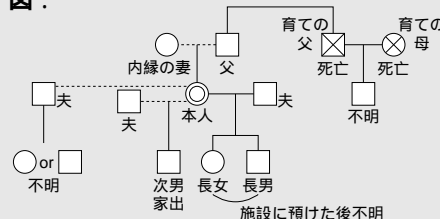
罪名：窃盗

入所度数：2度 (今刑： 県B市刑務所)

刑期：懲役1年10か月

医療面：糖尿病、高血圧

家系図：



現在までの生活状況・犯罪に至った経緯：

両親からの虐待を受け、10代で家を出て子守等して生活。学校にはほとんど行かず。暴走族、シンナー吸引、万引き等の非行歴あり。

20代で結婚。離婚後子供・両親と同居しホステスに。大麻吸引等により生活が乱れ子供は施設に預ける。

30代で有印私文書偽造等で逮捕・服役。その後、交際中の男性との間に男子出生。男性と別れ、子供を連れてA市に戻る。母の死亡により他県へ行きホームレスに。食料品等を万引きし逮捕。執行猶予で更生保護施設へ。家政婦の仕事を“約束の給料より安い”という理由でやめて、再びホームレスに。

仲間との縁を切るためA市に戻り、友人宅に泊めて貰うが、食べ物がなく言われるままにスーパーで万引きし、逮捕・受刑。

平成 年
4月

相談受付

県保護観察所 (他県センター未設置) より協力等依頼。



1

面談・アセスメント

5月

ニーズ

一人で落ち着いた生活がしたい。
住む場所は九州内ならどこでもいい。
働きたい (お手伝い・掃除婦・調理関係等)。

課題

住民票はA市に残っていたが、住まいはない。
生活資金がなく、頼る親族はいない。
知的障がいの疑いがあるが、療育手帳の取得はない。

満期出所までの時間がないことから指定更生保護施設 (県C市) で受け入れて、その間に福祉の手立てを整えることにする。

退所後の居所

指定更生保護施設 (県C市)

2

援護の実施市町村との調整

4月～5月

住民票が残っていた 県A市を窓口として協議を開始。 県A市が援護の実施を了解する。

福祉の援護の実施 県A市

3

福祉の手立ての検討

4月～5月

① どの福祉につなげるか

「課題」をふまえ更生保護施設への入所を前提として「救護施設」「障がい者福祉」「生活保護」を総合的に検討



障がい者福祉

療育手帳の申請手続きと障がい福祉サービスの申請手続きを同時に進める。

療育手帳の取得：

県の療育手帳申請の条件

- ① 18歳以前の幼少期の証明（学業証明等）
- ② 親・兄弟・親族の方の証言
- ③ ①②がどうしてもとれない時に限り、医師の診断書または意見書の申請書への添付があればよい。（様式はない。“今の状態からみて、知的障がいが幼少期からのものである”という文言など）

保護観察所、刑務所と協議の結果、療育手帳にかかる動きは両機関とも無理。

保護司への身内、知人等に関する調査依頼は、個人情報保護の観点から難しい。
学業証明は、保存期間が20年で存在しない。

矯正施設から教育委員会、本人から教育委員会への問い合わせは、いずれも矯正施設在所中であることが判明するので、個人情報保護の観点から難しい。

矯正施設医務課の医師の診断書または意見書の申請書への添付で対応する。

実際の判定業務はどこ機関で実施するか？

まず矯正施設所在地である 県に願います。無理という状況であれば援護の実施者となった 県A市から出向くようにする。

矯正施設所在地である 県で実施することになる。

療育手帳 B 2



矯正施設入所中の障害者手帳の取得について

療育手帳の心理判定は、各都道府県の知的障害者更生相談所の裁量にもよるが、知的障害者更生相談所から矯正施設へ直接出向いて判定していただくことも可能。本来、判定を行う知的障害者更生相談所が遠方の場合には、当該更生相談所から矯正施設所在地の知的障害者更生相談所へ判定が依頼され実施したケース（事例）もあった。ただし、「知的障がい」についての法律上の基準は無く、自治体毎に異なっているため、どこまでの範囲が求められるかは確認が必要。

② 療育手帳の取得が可能になったので「障がい者福祉」のサービスを利用することに決定

障害程度区分の申請：

県A市障害福祉課へ「障がい者福祉サービス申請に療育手帳の取得は前提か？」の確認
「矯正施設内での検査結果（CAPAS）に信憑性がある」と知的障害者更生相談所が判断を出せば療育手帳の取得は問題ないだろう。仮に取得できなくても更生相談所が、「福祉サービスを申請しても良い」といえば対応可能。

CAPAS に信憑性があるとはいえない。

療育手帳が非該当という結果であっても、更生相談所として障害証明書は発行する。ただし本人の申し出によるか、または市からの要請であれば本人の同意書が必要。サービス提供の可否は、市の判断になる。

障害程度区分は 県A市障害福祉課が矯正施設に行き判定する。

障害程度区分 区分1（受給者証の発行）



矯正施設からの福祉サービスの申請・認定調査について

障害程度区分及び要介護認定の認定調査は矯正施設にて実施が可能。認定調査において必要となる医師の意見書は矯正施設医務課の医師へ依頼出来る場合もある。その際は定着支援センターが記載例を作り提示をすると円滑に申請が出来る。認定調査時には定着支援センターの立会いも可能（各矯正施設での確認が必要）。なお、その際、本人の社会適応能力の障がい等の反映させた記載例を定着支援センター側で作成し、事前に矯正施設側へ提示しておくことで、円滑に医師の意見書を記載していただくことも出来た。

障害基礎年金の受給：

A市国民年金係へ障害基礎年金の申請

申請書に、「20歳より前に受診歴があるか、または20歳以降の受診であればいつが初診日か」が必要。

年金申請の際、初診日を「誕生日」とみなす矯正施設医務課の医師の証明書を発行してもらった経緯が前例としてあることで了解を得る。

障害基礎年金 1級



障害基礎年金について

障害基礎年金の申請に使用する医師の診断書は、矯正施設医務課の医師へ依頼し記入することも可能（各矯正施設での確認が必要）。また、その際には、定着支援センターが記載例を作成し事前に矯正施設側へ提示することで、円滑に診断書を記載していただくことが出来た。

定着支援センターの支援対象者に多い、高齢での裁定請求を行う場合の受給要件は以下の通りになる。

知的障がい

～65歳以下の裁定請求

①「現在の診断書」のみで可

「疾病の発生日」・「初診日」欄：生年月日

知的障がいが先天性であるため

（根拠）①療育手帳（18歳以前に発症）

②障害証明書

「障害認定日（20歳）の診断書」は必要ない

時に「受診状況等が添付できない理由書」が必要
（「理由」欄：出生時の医療機関が不明の為）

65歳以降の請求

①「障害認定日（20歳）の診断書（必須）」

「現在の診断書」は認められない。



生活保護

救護施設への措置：

必要性が発生した場合の時のためにA市内の救護施設へ入所の確認を行う。

生活保護の受給：

指定更生保護施設所在地のC市生活保護課と協議。

更生保護施設では、医療費の補助はないため生活保護の医療扶助は受けておく必要がある。

生活保護の援護の実施 県C市（現在地主義）

平成 年
7月

満期出所・指定更生保護施設へ入所

「更生緊急保護」により入所。



4

受け入れ先事業所の検討

7月～

A市の相談支援事業所へ相談依頼

A市内の他の法人の「グループホーム（共同生活援助）」を紹介いただく。

受け入れの内諾。日中活動の場として、同法人の「知的障害者通所授産施設」に通う。

5

移行のための事前体験

9月～10月

- ① 指定更生保護施設と同法人内の「ケアホーム（共同生活介護）」と「就労継続支援A・B型」で就労の体験実習を行う。
- ② 障害者自立支援法の「体験利用制度」を利用し移行先の「グループホーム（共同生活援助）」と「知的障害者通所授産施設」で事前実習を行う。
- ③ 移行先担当者より、実習の全体評価を受ける。

受け入れ先事業所 日中：知的障害者通所授産施設 生活：グループホーム（共同生活援助）

6

「合同支援会議（ケア会議）」の開催

9月

受け入れ先事業所も内定したことで、引継ぎについての確認・調整について「合同支援会議（ケア会議）」を開催する。

メンバー

- ・ 県障害福祉課
- ・ 県A市障害福祉課
- ・ 受け入れ先事業所を紹介した相談支援事業所
- ・ 受け入れ先事業所
- ・ 指定更生保護施設
- ・ 長崎県地域生活定着支援センター

協議・確認事項

- ① 改めて対象者の情報を提供し、生育歴・ニーズ・今後の課題等の共有化をはかる。
- ② 受け入れに関する事項の確認
→ 障害程度区分が区分1であるが、今後、状況次第では区分の変更の申請もあり得る。
施設利用にあたっての身元引受人（保証人）は指定更生保護施設の所長に依頼。
- ③ 生活保護における身支度代、引越し費用、家賃補助等について、C市に確認を行う
→ C市の回答「見積書と共に申請を行い、定められた金額内で出せる」
- ④ グループホーム、知的障害者通所授産施設でのフォローアップ体制について
→ 定着支援センターは引き続きフォローアップを行い、指定更生保護施設においても協力できることの確認

さらに日を改め「受け入れ先事業所」「指定更生保護施設」「長崎県地域生活定着支援センター」の3者で合同支援会議を実施し詳細について詰める。



知的障害者通所授産施設
・手芸(ミン編み、刺繍、財布作り)

将来的には一般就労も目指す

障がい者福祉(県A市)
グループホーム(共同生活援助)
(定員5名)

将来的には単身生活も目指す

7 移行・引継ぎ

10月

本人と共にA市役所にて転入・福祉の手立て等を行い、受け入れ先事業所の担当者に申し送る。

- ・住民票の移動
- ・療育手帳の住所書き換え
- ・受給者証の書き換え依頼(障害福祉課)
- ・生活保護の援護の実施をC市からA市へ変更する
- ・C市へ生活保護における引越費等の申請

8 フォローアップ

10月～

本人の生活状況、活動状況の把握。

自室で煙草を吸ったことをとがめられ施設長より注意を受け、所在不明になる。「合同支援会議(ケア会議)」を実施し、問題性が出た場合には指定更生保護施設(県C市)での「再訓練」を考慮する。

Point 1 福祉の活用による円滑な移行

Aさんは指定更生保護施設に入所中、同法人内の福祉事業所(ケアホーム、就労継続支援A型・B型)での体験実習、受け入れ先事業所(グループホーム)での体験利用を実施しました。矯正施設から直接「地域」に移るのではなく、段階を経て福祉の環境に慣れていく期間を経たことで、本人と受け入れ先事業所の双方にとって、スムーズな移行ができました。

Point 2 帰住地の相談支援事業所との連携

Aさんの受け入れ先事業所の選定・あっせんにあたっては、帰住希望先の 県A市の相談支援事業所に協力を仰ぎました。地元の社会資源を熟知し、各事業所とのつながりがある相談支援事業所は大きな力になります。福祉事業所の紹介と、訪問に随行していただく、地元とのパイプ役を担っていただき、受け入れ先の決定につなげることができました。

Point 3 指定更生保護施設によるバックアップ

引継ぎ後、煙草の喫煙に伴う問題行動が発生しました。協議を行い、更生緊急保護の期間に問題行動が再度発生した場合には、指定更生保護施設での「再訓練」を実施するよう取り決めました。対象者の受け入れに不安を抱える事業所が多い中で、このようなバックアップ体制を構築することが重要になります。